

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 利用料金

(学)国際医療福祉大学 国際医療福祉大学塩谷病院訪問リハビリテーション

(単位:円)

		1割	2割	3割	
基本料金	訪問リハビリテーション費	20分 (308単位)	308	616	924
	介護予防訪問リハビリテーション費	20分 (298単位)	298	596	894
	サービス提供体制強化加算Ⅰ 介護予防サービス提供体制強化加算Ⅰ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所がご利用者に対し指定訪問リハビリテーションを行なった場合	1回につき (6単位)	6	12	18
加算等料金	短期集中リハビリテーション実施加算 介護予防短期集中リハビリテーション実施加算 集中的に訪問リハビリテーションを行なうことが身体等の機能回復に効果的であるご利用者に退院・退所日または介護保険認定日から起算して3月以内に1週につきおおむね2日以上、1日あたり20分以上訪問リハビリテーションを実施した場合	1日につき (200単位)	200	400	600
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、退院・退所日または訪問開始日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合	1日につき (1週に2日 (240単位) 限度)	240	480	720
	退院時共同指導加算 介護予防退院時共同指導加算 退院するに当たり、事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行なった場合	1回につき (600単位)	600	1200	1800
	口腔連携強化加算 介護予防口腔連携強化加算 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	月1回限度 (50単位)	50	100	150
	リハビリテーションマネジメント加算1 3か月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、ご利用者の居宅等を訪問しご家族や介護支援専門員、居宅サービス事業者への情報伝達等を行ない、リハビリテーションの質の管理を行なった場合	1月につき (180単位)	180	360	540
	リハビリテーションマネジメント加算2 リハビリテーションマネジメント加算1に加え、「科学的介護情報システム (Long term care Information system For Evidence)」「LIFE」という。)を用いて厚生労働省に情報を提出した場合	1月につき (213単位)	213	426	639
	予防訪問リハ12月超減算 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行なった場合	1回につき (-30単位)	-30	-60	-90

※ 20分が1回として算定されるため、40分の場合は2回分、60分の場合は3回分の加減算となります。

保険外の料金

交通費	矢板市内	往復	0円
	さくら市・塩谷町・高根沢町	往復	330円
	上記以外の地域	往復	550円

●キャンセル料: サービス利用日の前日午後5時を過ぎてキャンセルされる場合は、予定されていたサービスの訪問リハビリテーション費の1割がキャンセル料となります。

(緊急入院等やむを得ない事由の場合はキャンセル料は頂きません。)

●お会計は、金融機関口座より毎月16日(土日祝日の場合は翌営業日)に自動引落となります。

●訪問リハビリテーションは、確定申告の医療費控除対象となります。